

燕市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成19年告示第273号

（設置）

第1条 この会は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項及び地域の実情に即した運輸サービスの実現に必要な事項を協議するため、燕市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（事務所）

第2条 交通会議の事務所は、燕市白山町2丁目7番27号燕市役所燕庁舎内に置く。

（協議事項等）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (5) 交通会議の運営に関すること。
- (6) その他交通会議が必要と認めること。

（組織）

第4条 交通会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第6条 会長は、燕市長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は交通会議の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、交通会議の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告する。

(事務局)

第9条 交通会議は、交通会議の運営に関する事務を行うため、燕市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、燕市市民生活部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、燕市市民生活部生活環境課職員をもって充てる。

(交通会議の会議運営等)

第10条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 交通会議の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。
- 5 交通会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 交通会議で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、交通会議に関する情報は燕市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第 11 条 交通会議は、計画の実行等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 12 条 交通会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 全各項に定めるもののほか、交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 14 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年燕市条例第 46 号）の例による。

(交通会議の解散等)

第 15 条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

燕市長

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官

新潟県燕警察署長

新潟県三条地域振興局企画振興部長

住民代表

財団法人新潟県バス協会専務理事

連合県央地域協議会事務局長

一般乗合旅客自動車運送事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

企画財政部長

商工観光部長

都市整備部長

健康福祉部長

教育委員会次長